

平成 17 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 京
代 表 者 名 取締役社長 田代 正明
(コード番号 8840 東証・大証 第1部)
問 合 わ せ 先 執行役員広報部長 大越 武
TEL : 03 - 3475 - 3802

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社グループの業績や企業価値の向上に対する意欲や士気、当社グループの経営への参加意識を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社等の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 28 日開催予定の当社第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．ストックオプション制度の概要

商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の割当。

2．新株予約権の割当対象者

当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社等の取締役、監査役および従業員。

3．株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

上記割当対象者に対して、当社グループの業績や企業価値の向上に対する意欲や士気、当社グループの経営への参加意識を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、新株予約権を発行する。

4．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式6,380,000株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

6,380個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式1,000株)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの行使時に払込みをすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に前記 4 (2) に定める新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、行使価額の決定日に先立つ東京証券取引所における45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立しない日を除く）における当社普通株式の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権行使価額の決定日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権行使価額の決定日の終値をもって行使価額とする。

(5) 新株予約権行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 . 新株予約権の消却

新株予約権者が新株予約権行使の条件を充たさなくなった場合は、無償で消却することができる。

6 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成17年6月28日開催予定の当社第81回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上